

犯罪被害者等給付金における 「遺族」の範囲と同性パートナー

—最高裁判決（令和6年3月26日）を中心に—

河 谷 は る み

The Scope of Application of the Act on Support for Crime Victims,
etc. regarding the Bereaved and Same-Sex Partners: A View on the
Supreme Court Decision of 26 March 2024

Harumi Kawatani

I. はじめに

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号、以下「犯給法」という。）の目的は、「犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」である（1条）。

遺族の第一順位である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）は、犯罪被害者と生計維持関係がなくても、犯罪被害者等給付金（遺族給付金）の支給を受けることができる（犯給法5条1項）。このことから犯罪被害者等給付金（遺族給付金）は、遺族厚生年金や労災保険の遺族補償年金、遺族一時金のような亡くなった稼働労働者によつ

て、主に生計を維持していた遺族に対する社会保障給付と同じような側面を持ちつつも、生計を維持していない遺族に対しても給付する点で、社会保障給付とは異なる側面を有する⁽¹⁾。

それでは犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するのか。同性パートナーは異性のパートナー同様、犯罪被害者等給付金（遺族給付金）を受け取ることができる「遺族」の範囲に含まれるのか。

本稿はその当否が争われた、犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件（最高裁判所第三小法廷令和6年3月26日判決⁽²⁾）を取り上げる。名古屋地裁（令和2年6月4日判決⁽³⁾）と名古屋高裁（令和4年8月26日判決⁽⁴⁾）は、同性パートナーは遺族給付金を受け取ることができる遺族の範囲に含まれないと判断した。しかし最高裁は、犯罪被害者と同性の者は、遺族給付金を受け取ることができる遺族に該当し得るとして原判決を破棄、上告人が本件被害者との関係において、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するか否かについて、更に審理を尽くさせるため、名古屋高裁に差し戻した。

最高裁判決では、今崎幸彦裁判官（当時⁽⁵⁾）が反対意見を述べている。犯罪被害給付制度が各種政策の複合的な側面を持つすぐれて政策的色彩の強いものであることを指摘しつつ、「犯給法は、遺族給付金が犯罪被害者遺族に対する生活保障と損害の填補という2つの機能を十全に果たすことを通じ」、制度趣旨と法の目的が達成せられることを期待しているとし、その上で、遺族給付金の生活保障と損失填補という2つの性格と機能について検討を加えたのである。さらに、多数意見による犯給法解釈の社会的影響についても指摘し、同性パートナーシップに対する法的保護の在り方という論点について、議論の蓄積があるとはいい難いとした。

それでは、同性はどのような具体的要件と考慮要件を満たせば、異性と同様「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」、つまり内縁関係として認められるのか。最高裁判決の反対意見にみる、犯罪被害者等給付金（遺族給付金）の性格論（生活保障と損失填補）を中心に、若干の考

察を試みたいと思う。

Ⅱ．遺族給付金における「遺族」と最高裁判断の影響

犯罪被害者等給付金は、犯給法に基づき、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者及びその遺族に対し、国が全額公費で支給する金銭給付である。給付金は遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類で、いずれも「一時金」である。給付金の支給を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行い（受付は、各都道府県警察本部または警察署）、支給額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づき算定される⁶⁾。2023年度犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る犯罪被害者数は337名（裁定件数403件）、裁定総金額は13億8,376万円であった。

なお、2024（令和6）年6月14日「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され（翌15日施行）、犯罪被害者等給付金の遺族給付基礎額、休業加算基礎額、障害給付基礎額の最低額が引き上がり、遺族給付基礎額の算定に加算額が新設された。

犯給法は、犯罪行為（2条1項所定の人の生命又は身体を害する罪に当たる行為をいう）により死亡した者の第一順位遺族に対し、遺族給付金を「一時金」として支給する（4条1号）。そして同法5条1項と3項は、遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲と順位を規定している。

第5条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- 二 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。
- 3 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付金の支給を受けることができる遺族としない。遺族給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

犯罪被害者等給付金（遺族給付金）と社会保障給付である遺族厚生年金、遺族補償年金、遺族一時金は趣旨、目的、機能、財源、給付基礎額（算定方法を含む）、支給方法等、似て非なるものである。

なお、第17回社会保障審議会年金部会「遺族年金制度について（2024（令和6）年7月30日）」において、犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件（最高裁判所第三小法廷令和6年3月26日判決）の判決に触れた発言があった。

小野正昭委員（年金数理人）は「同性パートナーに関する遺族給付の受給権の件ですが、私は法律の専門家ではないのですけれども、前回の議論後の事案で関心を持ったのは、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が、犯罪被害者等給付金法の『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当しないとされた名古屋地裁と高裁の判決を最高裁が『同性という理由だけで遺族給付金の支給を受けられる遺族に該当しないのは相当ではない』と指摘した判決でございます。この判決は差戻しを命じるものですので、確定ではありませんし、裁判長が他の法令における類似の文言について判断したものではないと指摘していますので、年金法における配偶者に関する取扱いの正当性が直ちに問われるものでないと思います。しかしながら、状況は少しずつ変わっていると思いますし、この件について主張される委員の方は少ないと思っていますので今回

のアジェンダではないかもしれませんが、将来的な課題として認識すべきだと思っております⁽⁷⁾。」と発言した。

また、佐保昌一委員（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）は「先ほど小野委員からも発言がございました点です。今回の論点と直接関係するものではありませんが、本年3月に最高裁にて同性パートナーに関する犯罪被害者遺族給付金不支給裁定の取消請求を認めた判決が出されております。同性パートナーシップも事実婚相当であると明言されたことは非常に大きな意義があると考えます。そのような動向を踏まえ、遺族年金の受給対象に関するさらなる検討が必要であることについて課題提起をさせていただければと思います⁽⁸⁾。」と発言をしている。

上記2人の発言は、最高裁判決を踏まえ、同性パートナーに関する年金制度の在り方についての議論を促しているものと思われる。そこで次章は、この最高裁判決を取り上げ、犯罪被害者等給付金（遺族給付金）と同性パートナーの受給権を考えてみることにする。

Ⅲ. 犯罪被害者等給付金（遺族給付金）と同性パートナーの受給権

【犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件（令和4年（行ツ）第318号、同年（行ヒ）第360号）破棄差戻し、同6年3月26日第三小法廷判決】

男性X（原告・控訴人・上告人、1975（昭和50）年生まれ）は、1994（平成6）年頃に男性A（1962（昭和37）年生まれ）と交際を開始し、その頃から同人と同居して生活していたところ、2014（平成26）年12月22日、Aは第三者の犯罪行為により死亡した。この第三者（加害者）は、XとAとの関係が継続しているためにXを独り占めすることができないなどと考え、Aに対して殺意を抱いた者である。

2016（平成28）年12月12日、XはAの死亡について、自らが犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当すると主張して、遺族給付金の支給の裁定を申請した。しかし、愛知県公安委員会から、2017（平成29）年12月22日付けで、X

は上記の者に該当しないなどとして、遺族給付金を支給しない旨の裁定を受けたため、この裁定の取消を求めて訴えを提起した⁽⁹⁾。

名古屋地裁（第一審）の争点は、同性の犯罪被害者（犯給法2条2項及び3項。犯罪行為により死亡し、又は重症病を負い若しくは障害が残った者をいう。以下同じ。）と共同生活関係（交際している者が共同生活を営む関係をいう。以下同じ。）にあった者が「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」（犯給法5条1項1号）に該当し得るか否か、原告Xが本件被害者と「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」であるといえるか否か、である。

裁判所は、「本件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえず、本件処分当時においては、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が、個別具体的な事情にかかわらず、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』（犯給法5条1項1号）に当たると認めることはできないというべきである。』。そのうえで「原告が本件被害者と『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』であるといえるか否かにつき判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。」と判断した（棄却）。

名古屋高裁（第二審）の争点には、地裁の争点に「同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者は『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』（犯給法5条1項1号）に該当しないとして本件申請を認めなかった本件処分が、憲法14条1項に違反するか否か、憲法13条、25条2項の趣旨に違反するか否か。」が追加された。

裁判所は、「同号括弧書きの『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。』との定めも、犯給法に特段の定めがないから、婚姻の届出ができる関係であることが前提となっていると解するのが自然であり、民法上婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係も含まれ得るとすることは、条文の解釈から逸脱するものといわざるを得ない。』。「控訴人が本件被害者と『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』であるといえるか否かについて判断するまでもなく、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者につき『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様

の事情にあった者』(犯給法5条1項1号)には該当しないとして本件申請を認めなかった本件処分が違法はなく、本件処分が憲法14条1項に違反するか、憲法13条、25条2項の趣旨に違反するとも認められないから、本件処分の取消しを求める控訴人の請求は理由がないというべきである。」と判断した(棄却)。

そこでX(原告・控訴人)は、高裁判決を不服とする上告受理申立理由書を提出した。その要旨の要約は、以下のとおりである。

①原審の犯給法5条1項1号の「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」に同性パートナーを含まないと判断過程において、これまでの同様の規定に関する最高裁の判断に相反し、法の目的による解釈ではなく「民法の概念」に基づく解釈をしていること、「婚姻の届出」が可能であることを前提にしていること。

②不法行為において同性パートナーが婚姻に準ずる関係であると認められた高裁判決、最高裁判決と相反すること。

③犯罪被害者給付金が犯罪被害者等にとって最後のセーフティネットである重要な権利利益であるところ、犯給法5条1項1号の「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」に同性パートナー含むかについて、これまで最高裁判例がないために最高裁判所の判断が必要なこと⁽¹⁰⁾である。

この上告受理申立理由書について、最高裁は、以下のとおり判断した。「『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。(中略)犯罪被害者と同性の者

は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当し得ると解するのが相当である。』

最高裁はこのように判示したうえで、高裁判決を破棄し、「上告人が本件被害者との関係において『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当するかについて、更に審議を尽くさせるため」として、どのような場合に救済するか判断基準は示さないまま、名古屋高裁に差し戻した。

なお、この判決については、既に次のような指摘が行われている。

①(犯罪被害者と同性の者に限らない文脈において)事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえるか否かについては、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑みて判断するものとしており、それ以上に具体的な考慮要素等を示しているものではない⁽¹¹⁾。

②犯罪被害給付制度特有の目的を踏まえ、遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定する本件文言の解釈を示したものであり、その射程は限定されている⁽¹²⁾。

③最高裁として初めて、犯罪被害者と同性の者が犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」(本件文言)に該当し得る旨の法理判断を示したものであり、理論的にも実務的にも重要な意義を有するものと考えられる⁽¹³⁾。

さて、最高裁判決のなかで、筆者は8つの項目からなる、今崎幸彦裁判官の反対意見を取り上げたい。それらは、以下のとおりである。

「1 犯給法は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため犯罪被害者等給付金を支給することとし(1条)、重傷病給付金、障害給付金と並べて遺族給付金を規定している(4条)。

遺族給付金の支給額は、政令により算定される基礎額に、「遺族の生計維持の状況を勘案して」政令で定める倍数を乗じて得た額とされている(9条1項)。このことは、遺族給付金が犯罪被害者遺族の生活保障を意識して設計されたものであることを示している。他方、支給される遺族の範囲として、犯罪被害者

の収入によって生計を維持していたことを要件としていないこと（5条1項）など、必ずしも遺族の生活保障の性格とは整合しない規定も置かれている。

また、労働者災害補償保険法による給付等や損害賠償を受けたときはその価額の限度において支給しないとする一方（7条、8条）、犯罪被害者が死亡前に負担した療養費用等について支給額を加算する規定を置いている（9条5項）ところなどは、遺族給付金が損害の填補としての性格を有していることを示すものといえる。もっとも、前述のとおり支給額はあくまでも法及び政令に従って機械的に算出された額であり、実損害に一致させることはしていない。

2 犯罪被害給付制度については、福祉政策、不法行為制度の補完、刑事政策の要素も含みながら、犯罪被害者の現状を放置しておくことによって生じる国民の法制度全体への不信感を除去することを本質とするなどと説明されている。

ややわかりにくい説明との印象をぬぐえないのは、犯罪被害給付制度が各種政策の複合的な側面を持つすぐれて政策的色彩の強い制度であり、それゆえに国の一般会計に財源を求める給付金も特殊な意味付けがされていることによるものであろう。このように、厳密な意味での遺族給付金の性質となると一口ではいい表し難いものがあるが、上述した一連の規定をみる限り、必ずしも徹底してはいない部分はあるものの、犯給法は、遺族給付金が犯罪被害者遺族に対する生活保障と損害の填補という2つの機能を十全に果たすことを通じ、上述したような制度の趣旨、ひいては法の目的が達せられることを期待しているものといってよいと思われる。

3 以上を前提に、まずは生活保障という観点からみた場合について述べる。

前述したとおり、犯給法は遺族給付金の支給対象となる遺族について、被害者によって生計を維持することを要件としていないが（5条1項）、「子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」（以下「子ら」という。）については、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者をそうでない者よりも先順位としている（2号）。

そのため、仮に1号にいう「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」に同性パートナー

(「パートナー」の定義自体が一つの問題であるが、ここでは取りあえず「婚姻関係にある男女間と同様の事情にある共同生活者」という意味で用いる。)が含まれるとすると、それまで犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子らは同性パートナーに劣後し、支給対象から外れることとなる。なるほど多数意見は遺族給付金の支給対象となる遺族の範囲を広く解するものであり、その意味では犯罪被害者にとり歓迎されるべきものであろう。しかし、その一方で、犯罪被害者相互の間に、潜在的にせよ前述のような利害対立の契機をもたらすものでもある。こうした結果が遺族を含めた総体としての犯罪被害者の社会的ニーズに応えるものであるかは、犯給法の解釈上重要な考慮要素と思われる。事が犯罪被害者の収入に依存していた子らの生活保障にかかわることであってみればなおさらである。そうであれば、まずはこうした犯罪被害給付制度の視点に立った論証が求められるはずである。

4 遺族給付金には損害填補の性格があることについても前述した。犯給法上同性パートナーに遺族給付金が支給されるという解釈を採るのであれば、犯罪被害者の同性パートナーが加害者に対し損害賠償請求権を有することが前提となるはずである。

私は、同性パートナー固有の権利として、精神的損害を理由とした賠償請求権については、もとより事案によることではあるが、認める余地があると考えている。しかし、財産的損害、とりわけ扶養利益喪失を理由とする損害賠償請求権については、民法752条の準用を認めない限りにわかに考え難いというのが大方の理解であろう。そうであるとすれば、犯罪被害者の同性パートナーに認められる損害賠償請求権は、仮に認められるとしても異性パートナーに比べて限定されたものとなる。それにもかかわらず、多数意見の見解によれば、同性パートナーは異性パートナーと同視され、同額の遺族給付金を支給されることになる。遺族給付金が損害填補の性格を有することを考えると、前提となる民事実体法上の権利との間でこのようなギャップが生じることは説明が困難と思われる。

5 社会への影響という観点からは、多数意見による犯給法の解釈は、他法令の解釈運用への波及の有無という観点から更に難しい問題をはらむ。

犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同一又は同趣旨の文言が置かれている例は少なくないが、そうした規定について、多数意見がいかなる解釈を想定しているかも明らかでない。個別法の解釈であり、犯給法と異なる解釈を採ることも可能と考えられるとはいえ、犯給法の解釈が他法令に波及することは当然想定され、その帰趨次第では社会に大きな影響を及ぼす可能性がある。現時点で、広がりの大きさは予測の限りではなく、その意味からも多数意見には懸念を抱かざるを得ない。

6 結論として、犯罪被害者と同性の者は犯給法5条1項1号括弧書き所定の者に該当し得るとする多数意見の解釈には無理があるといわざるを得ない。多数意見は、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受け、その軽減を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が異性であると否とで異なるものではないとしている。私は、これに異を唱えるつもりはないが、そのことと、犯給法の規定がそうした理念を矛盾なく取り込める造りになっているかは別問題である。

7 なお、多数意見は、上告人が本件被害者との間において「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するか否かについて審理を尽くさせるために原審に差し戻すとする一方で、「事実上婚姻関係と同様の事情」という要件の中身については何も語らない。しかし、単なる同性同士の共同生活と何が異なるのかと考えてみたとき、それは決して自明ではないように思われる。婚姻は男女間のものとして歴史的にも法的にも観念されてきたのであり、同性同士の関係にも同様の法的保護を及ぼすという考えは最近のものである。同性同士の関係において何をもち「事実上婚姻関係と同様の事情」と認めるかは、私はそれほど簡単に答えの出せる問題ではないと考えている。

この懸念が当たっているか否かはさて措くとしても、同性同士の関係における「事実上婚姻関係と同様の事情」は、多数意見によって新たに提示された概念であって、その中身を明らかにすることは、犯給法の条文の法令解釈にほかならないことを踏まえると、原審に差し戻すに当たっては、多数意見の考える

解釈に従い、「事実上婚姻関係と同様の事情」の考慮要素を具体的に明らかにすべきであったと考える。

8 今回争点となった犯給法の解釈は、同性パートナーシップに対する法的保護の在り方という大きな論点の一部でもある。この論点は、社会におけるその位置付けや家族をめぐる国民一人一人の価値観にもかかわり、憲法解釈も含め幅広く議論されるべき重要な問題である。犯給法をめぐる検討も、そうした議論の十分な蓄積を前提に進められることが望ましかったことはいうまでもない。しかし、私の知る限り、そのような議論の蓄積があるとはいえず、そのため、同性パートナーシップを現行法体系の中にもどのように位置付けるか、他の権利や法的利益と衝突した場合にいかなる調整原理を用いるのかといった解釈上重要な視点ははまだ明らかとはいえない。そうした中で、個別法の解釈として同性パートナーへの法的保護の在り方を探る試みには相応の困難が避けられない。今後の立法や判例学説の展開により、近い将来新たな解釈や理解が広く共有され、多数意見の合理性を裏付けていくということはあると思うが、現時点においては、先を急ぎすぎているとの印象を否めない。

以上の理由から、私は、同性パートナーは犯給法5条1項1号の「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」に該当しないと解すべきであると考え。そして、これまで述べたところによれば、このように解される同号が憲法14条に反するということもできない。したがって、以上と同旨の原判断は是認することができるから、本件上告は棄却すべきである⁽¹⁴⁾。

このように反対意見は、遺族給付金が犯罪被害者遺族の生活保障を意識して設計される一方、支給される遺族の範囲には、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことを要件としていないこと（犯給法5条1項）など、必ずしも遺族の生活保障の性格とは整合しない規定があることを指摘する。また、犯罪被害給付制度が各種政策の複合的な側面を持つすぐれて政策的色彩の強いものであることを指摘し、「犯給法は、遺族給付金が犯罪被害者遺族に対する生活保障と損害の填補という2つの機能を十全に果たすことを通じ」、制度趣旨と法の目的が達成せられることを期待する。

これらを前提にした上で、遺族給付金の生活保障と損失填補という2つの性格と機能について検討を加えている。まず生活保障という観点から、犯給法の遺族給付金の支給対象となる遺族について、犯罪被害給付制度の視点に立った論証を求めている。次に損害填補の性格から、同性パートナー固有の権利として、精神的損害を理由とした賠償請求権は認める余地がある一方、財産的損害（とりわけ扶養利益喪失を理由とする損害賠償請求権）は、民法752条の準用を認めない限り、考え難く、仮に認めても異性パートナーに比べて限定されること、さらに社会への影響という観点から、多数意見による犯給法の解釈が、社会に大きな影響を及ぼす可能性があることを指摘する。

最後に、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受け、その軽減を図る必要性は異性と同性で異ならないが、犯給法にこの理念を矛盾なく取り込めるかは別問題とする。また同性同士の関係における「事実上婚姻関係と同様の事情」は、多数意見で新たに提示された概念で、この考慮要素を具体的に明らかにすべきとする。そして、争点となった犯給法の解釈は、同性パートナーシップに対する法的保護の在り方という大きな論点の一部で、憲法解釈も含め、幅広く議論されるべき重要な問題であるが、議論の蓄積があるとはいえないことを述べている。

さて婚姻の成立要件として、夫婦の実体があるということ以上に、何らかの法的手続（たとえば届出）を要求する限り、内縁の問題が必ず生じる⁽¹⁵⁾。「事実上の婚姻関係（事実婚）」、いわゆる内縁関係は婚姻の社会的実体はあるが、婚姻届が出されていない異性（男女）の関係である。社会的実体があっても、届け出がないため、婚姻としての法的効果は認められない。法律婚の効果のうち、内縁に認められないものとしては、①氏の変更、②成年擬制、③子の嫡出性、④親権の所在（非嫡出子の親権者は原則として母）、⑤姻族関係の発生、⑥相続権等がある⁽¹⁶⁾。

それでは、どのような要件を満たした場合、同性も異性同様、内縁関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者）が認められるのか。異性と同一要件を、同性にそのまま適用することはできるのか。まずは「事実上婚姻関係と同様の事情」の「同様の事情」の解釈を整理し、それ

を踏まえた上で具体的な要件を満たす必要があるだろう。これはまさに、反対意見が指摘している点だが、未だ具体的な要件と考慮要件は明らかでない。

また反対意見が、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子らは同性パートナーにさらに劣後し、支給対象から外れることとなる可能性を指摘している点も重要である。社会一般で、婚姻は異性間でなされるものであり、配偶者は異性のみと考えられているところに、いきなり最高裁の解釈で、同性パートナーが第一順位に飛び込んでくるとなると、第二順位以下の遺族の身近で切実な期待利益を損なうことになってしまう。そうすると、現時点でそのような解釈はしない方がよいという反対意見の立論も説得力があると考え⁽¹⁷⁾。

IV. むすび

現行の社会保障関係法令は、配偶者に「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含んでいる（国民年金法5条7項、厚生年金保険法3条2項）。また憲法24条は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定している。

2024（令和6）年3月14日、札幌高等裁判所は「同性間での婚姻を認めていない民法および戸籍法の婚姻に関する諸規定の違憲性」を争点とする裁判⁽¹⁸⁾で「憲法13条に違反すると認めることはできないが、憲法24条1項・2項及び14条1項に違反する」と判示した（高裁初）。札幌高裁は、「憲法24条1項は、人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定める趣旨を含み、両性つまり異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると考えることが相当である。」と判示しつつ、以下のとおり、付言した。

「同性間の婚姻を許さない本件規定については国会の議論や司法手続において、憲法の規定に違反することが明白になっていたとはいえないし制度の設計についても議論が必要であると思われる」、「根源的には個人の尊厳に関わる事柄であり、個人を尊重するということであって同性愛者は、日々の社会生活に

において不利益を受け、自身の存在の喪失感に直面しているのだから、その対策を急いで講じる必要がある。したがって喫緊の課題として、同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論と対応することが望まれるのではないかと思われる。」。

今なお、同性婚に対する社会通念が十分に形成されているとはいいい難い。この点について、本稿で取り上げた判例（名古屋地裁）は、「本件処分当時においては、同性間の共同生活関係に関する理解が社会一般に相当程度浸透し、差別や偏見の解消に向けた動きが進んでいるとは評価できるものの、同性間の共同生活関係を我が国における婚姻の在り方との関係でどのように位置付けるかについては、いまだ社会的な議論の途上にあり、本件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されていたということはできないというほかない。」とする。また、名古屋高裁は「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」について、「同性間の共同生活関係は、政策的に婚姻が禁止されているのではなく、婚姻制度の対象外になっているから、局面を異にしている。」とし、反対意見の合理性を裏付けている。

最高裁の名古屋高裁への差し戻し判断は注目されるが、差し戻した最高裁判決（多数意見）の影響は大きいと思う。最終的には裁判実務と社会通念を踏まえ、立法（国会）の場で議論を深めていく必要があると考える。

(1) 川久保寛「公的給付の対象となる婚姻関係と同性カップル－犯罪被害者に対する給付をめぐる裁判例－」(週刊社会保障 No. 3143、2021年) 50頁。

(2) 民集第78巻第1号(2024年) 99頁～192頁。

(3) 民集第78巻第1号(2024年) 192頁～223頁。

(4) 民集第78巻第1号(2024年) 224頁～251頁。

(5) 2024年8月16日から最高裁判所長官である。2025年5月今崎幸彦最高裁判所長官は、憲法記念日記者会見で次のように応じている。

【記者】 昨今、性別変更や同性婚など多様性をめぐる裁判に注目が集まっています。今後の社会の在り方に影響を与える重要な判断を示すことになる裁判所、裁判官にはどのような視点が求められ、当事者の声に向き合っていくべきか、お考えをお聞かせください。

【長官】個別具体的な事件についてではなく、あくまでも一般論としてお答えいたします。人々の価値観や行動様式が多様化もあり、今後もこれまでに例のない事件が提起されることが予想されます。その中には、社会に少なからぬ影響を及ぼす事件もあることと思います。そういう事件だからといって、何か特別な心構えや目的意識をもって臨むということはありませんし、当事者の主張によく耳を傾けるべきことも、ほかの事件と変わることはありません。ただ、そうした事件は新たな視点や論点をはらむことも多く、裁判官には相当な力量が求められます。法的観点からの分析、検討はもちろんのこと、背景となる社会的な実体への理解は欠かせませんし、多角的な視点からバランスの取れた判断力も必要でしょう。要は裁判官としての総合力が試されるわけであり、そうした事件にも適切に対応するため、裁判官には、日々の仕事・生活を通じて、主体的かつ自律的に識見を高めることが求められます。司法行政としても、各種の研修等を通して、各裁判官の取組を支援していきたいと考えています。

(裁判所「今崎最高裁判所長官による憲法記念日記者会見の概要」https://www.courts.go.jp/about/topics/R7kenpoukinenbi_kishakaiken/index.html (最終閲覧：2025年5月5日))

- (6) 警察庁「犯罪被害給付制度のご案内」<https://www.npa.go.jp/higaisya/kyuhu/pdf/hankyuu.pdf> (最終閲覧：2025年5月5日)
- (7) 厚生労働省「第17回社会保障審議会年金部会(議事録)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20240903.html (最終閲覧：2025年5月11日)
- (8) 厚生労働省「第17回社会保障審議会年金部会(議事録)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20240903.html (最終閲覧：2025年5月11日)
- (9) 笠木映里「時論 公的給付法制における内縁保護と同性パートナーの取扱いー最三小判令和6年3月26日の検討」(ジュリスト No. 1600、2024年) 99頁。
- (10) 判例時報2603号(2024年)18頁～19頁。
- (11) 志村由貴「最高裁時の判例 民事 犯罪被害者と同性の者は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当し得るか」(ジュリスト No. 1605、2025年) 125頁。
- (12) 志村由貴「犯罪被害者と同性の者は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当し得るか」(法曹時報第77巻第3号、2025年) 295頁。
- (13) 志村、前掲書(11)、125頁。
- (14) 民集第78巻第1号(2024年)105頁～110頁。
- (15) 内田貴『民法Ⅳ 補訂版 親族・相続』(東京大学出版会、2011年)18頁。
- (16) 内田、前掲書(15)、153頁。
- (17) 恩地紀代子「犯罪被害者等給付金不支給裁定取消請求事件」(判例自治 令和7年2月号(通巻514号)、2025年)69頁。
- (18) 判例タイムズ No.1524(2024年)51頁～79頁。

【参考文献】

- 太田達也「[講演③]第4次犯罪被害者等基本計画における被害者支援の課題－被害者支援条例・犯罪被害者等給付金制度・損害賠償の実効化－」(警察学論集第75巻第9号、2022年)
- 白川泰之「同性カップルへの遺族給付に関する考察～同性婚訴訟(札幌地裁・大阪地裁)を手掛かりに～」(週刊社会保障 No. 3190、2022年)
- 中尾友紀「同性パートナーへの遺族年金支給の可能性」(週刊社会保障 No. 3194、2022年)
- 片桐由喜「社会保障制度におけるダイバーシティ指数－同性パートナーの被扶養者性を中心に－」(週刊社会保障 No. 3222、2023年)
- 安達敏男・吉川樹士「身近な家族法知識(第136回)犯罪被害者と同性のパートナーは、いわゆる犯罪被害者等給付金支給法5条1項1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当し得ると判示した最高裁判決の紹介(最高裁令和6年3月26日第三小法廷判決)」(戸籍時報 No. 855、2024年)
- 西村裕一「同性パートナーへの犯罪被害者給付金不支給事件」(法学教室 No.526、2024年)
- 興津征雄「同性パートナーへの犯罪被害者等給付金支給の可否」(法学教室 No.526、2024年)
- 大島佳代子「犯罪被害者給付金(遺族給付金)の受給資格と同性パートナー」(同志社政策科学研究第26巻(第2号)、2025年)
- 警察庁「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会取りまとめ(令和6年4月)」
https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/meeting/kyufu_kyouka/kaisai/s_zenbun.pdf (最終閲覧:2025年5月5日)